

令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル評価要領

1. 趣旨

本要領は、令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務を実施する事業者をプロポーザルで特定するにあたり、隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領に定めるもののほか、最優秀提案者、優秀提案者を選定するための評価基準を示すものである。

2. 評価方法

本要領に基づいて第 1 次審査(業務実績、業務実施体制等の書類審査)及び第 2 次審査(企画提案書・プレゼンテーション・参考見積)の 2 段階で行い、隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の審議により最優秀提案者 1 名、優秀提案者 1 名を選定する。

それぞれの審査は、次の各号のとおりとする。

(ア) 第 1 次審査【業務実績、業務実施体制等の書類審査】

- ① 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- ② 第 1 次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知する。
また、第 2 次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- ③ 第 1 次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - ・参加資格及び適格要件を満たしているか
 - ・必要書類・記載事項が整っているか
- ④ 応募者が 5 人以上になった場合は、下記の項目で上位 5 者を選定するものとするものとする。評価項目、評価の視点及び配点は、「令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領」の 11. (エ) のとおりとする。

(イ) 第 2 次審査【企画提案書・プレゼンテーション・デモンストレーション】

- ① 第 1 次審査で選考された事業者による、審査委員会委員へのプレゼンテーション等を行い、最高評価の 1 事業者を契約候補者とする。
- ② 審査結果の通知
全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。
- ③ 評価項目と配点及び評価基準
評価項目、評価の視点及び配点、評価基準については「令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領」の 14. (オ) のとおりとする。

⑤ 実施方法については、以下のとおりとする

1. (実施方法)

- ・ プレゼン等の時間は 1 提案者 35 分程度とし、準備時間に 5 分、プレゼンテーション 20 分程度、審査委員からのヒアリングを 10 分程度とする。
なお、準備が完了した時点から説明時間を開始する。よって準備を 5 分以内に完了しても、説明時間が増えるわけではないことを念頭に置くこと。
- ・ 参加方法は、現地もしくは Web 会議システムを使用したリモート参加とする(参加方法による採点の違いはない。)

2. (留意事項)

- ・ プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は 4 名以内(パソコン操作員含む)とする。
- ・ 共同企業体での参加の場合、出席者は企業体全体で 4 名までとする。
- ・ プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- ・ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。モニター類は事務局が用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
- ・ Web 会議システムで参加の場合、加え以下について留意すること。
 - ① Web 会議システムは参加者側が用意すること。
 - ② 隠岐の島町側の機器の準備及び操作は事務局でおこなうものとする。
 - ③ リモート参加の場合は開催日の 2 開庁日前までにその旨を事務局へ通知し、参加のための URL・ID・パスワード等をメールにて送付すること。
 - ④ Web 会議システムは Zoom・Teams のいずれかを使用すること。
 - ⑤ 参加者はそれぞれ別の PC にて Web 会議に参加すること。また、カメラ・マイクは常に ON にし、プレゼン中は画面外に出ないこと。
 - ⑥ 現地参加とリモート参加の併用は不可とする。
 - ⑦ 録画・録音などは不可とする。
 - ⑧ 背景画像や表示名等により企業名が明らかにならないよう留意すること。
 - ⑨ その他、無関係な人物等の映り込み、音かぶりがないように十分に留意すること。